

## ラオス・ナムトゥン2事業現地訪問(2011年3月16-19日)報告

(特活)メコン・ウォッチ

メコン・ウォッチは2011年3月16日～19日に、本案件のプロジェクトサイトを訪問した。貯水池からの移転が行われたナカイ高原の移転村2村と、セバンファイ川下流の2村を訪問し、影響住民26世帯にインタビューを行った。調査から、主に以下の問題が明らかになった。

### (1) 移転前に水田・果樹への補償が実施されなかったことが、補償の支払いの混乱を招いており、住民の苦情申し立てに対する対応が滞っている。

世界銀行の非自発的移転に関するセーフガード政策では、「移転のために必要な措置が取られるまで、退去や〔財産への〕アクセス制限が起らない」ようにする義務を課し、「特に土地やそれに関連した財産の収用は、補償が行われた後のみに行うことができる」(OP4.12 paragraph 10)としている。しかし、本案件の移転住民に対し、水没した水田・果樹の補償が開始されたのは、移転が完了し、貯水池の湛水が開始された2008年4月よりはるかに遅れ、2010年10月になってからであった。さらに、補償のためのベースライン調査が実施されたのは、移転事業より10年間の1998年であり、住民によれば、聞き取りだけで現地調査が行われなかった、乾季の水田がカウントされなかった、調査の意味を説明されていなかった、など調査手法に関する問題点が指摘されている。

世界銀行は、「水田・果樹の補償は全体の補償パッケージの一部であり、生計回復プログラムは用意されていた。政策違反にはあたらない」とし、「仮に住民が補償について不満があれば、異議申し立てメカニズムを使うことができる」(世銀・財務省・メコン・ウォッチの会合、2010年12月6日)としている。

しかし、現地訪問での聞き取りによれば、「2ヘクタールの水田があったが、書類が亡くなった母の名義なので、いつもらえるか分からない。補償を受け取るための訴状を出し、面接も受けたが、回答はない」(ナカイ村ヌア地区、30代女性)、「水田の補償をもらった世帯ともらっていない世帯がある。特に乾季の水田は、所有していた30世帯のうち3世帯しか補償を貰っていない」(ボンサワン村ソップオン地区、40代男性)など、補償に対する不満の声が聞かれた。

「20世帯以上が補償に満足しておらず、まとめて郡の移転管理ユニットに訴状をあげたが、返事はない」(ナカイ村ヌア地区、50代男性)、「2010年12月に(補償に不満を持つ)約50世帯が、郡に訴状をあげたが返事がない」(ボンサワン村ソップオン地区、40代男性)など、村としても異議申し立てメカニズムを利用しようとしているが、これまでのところ機能しているようには見受けられなかった。住民の訴えを確認しようにも、該当する水田・果樹は水没しており、公正な確認が可能かどうかにも疑問がある。

### (2) 未だ長期的な生計回復の道筋は見え、多くの住民は現金収入を違法伐採に頼っている。

移転住民の生計回復プログラムは、農業、漁業、畜産、林業、小規模ビジネスが柱になっているが、農業については、(3)に記載するように灌漑設備が機能していない村が見られ、未だ多く

の住民が補償農地での非持続的な焼畑農業に依存する一方、農業を放棄する世帯も見られる。漁業は、現在のところ、移転住民にとって大きな収入源だが、漁獲量の低下を指摘する住民もおり、将来性は不確実である。放牧地の不足から畜産にも困難があり、商店の運営など小規模ビジネスで成功しているのは一部の住民に限られている。そうしたなかで、多くの住民がローズウッズの違法伐採に関わっており、移転村の至るところに、ローズウッズが積まれている光景が見られた。違法伐採に頼らない生計回復の道筋が早急に提示される必要がある。

### **(3) 補償農地の灌漑が機能していない。**

コンセッション契約には、” Provision of 0.66 ha of cleared and irrigated land per household, of which at least 0.16 ha is developed and can be used for paddy rice production.” (Concession Agreement, Volume 2A, Schedule No.4 Part 1: 77)とあるが、商業運転開始までに、移転地の北側では、補償農地の灌漑設備の設置は行われなかった。

2010年11月のメコン・ウォッチの現地訪問では、灌漑設備が完成したように見受けられ、近く灌漑設備の利用が可能になると聞いていたが、今回の訪問したナカイ村、ポンサオン村では、灌漑設備を利用している事例は見受けられなかった。「自分の畑にも灌漑用のタンクはあるが、そこから水を引くパイプが設置されていない。6月に終わると聞いている」(ナカイ村ヌア地区、40代女性)、「畑の灌漑が使えるようになるのは2012年以降ではないか」(同村同地区、50代男性)、「乾季にはタンクに水が溜まらない。5~6月になれば使えるようになる」と聞いているが、その頃は雨季で雨が降るので必要ない」(同村同地区、50代女性)、「この村(地区)は全世帯、灌漑を使えない」(ポンサオン村ポンサワン地区、40代男性)など、多くの世帯にとって灌漑設備が機能していない可能性がある。

一方で、ナカイ高原では、換金作物のマーケットが確保されていないなかで、多くの移転住民が補償農地で非持続的な陸稲の栽培を続ける一方で、一部の住民は収穫量の低下から補償農地を放棄している。実施企業は、移転住民に対し、灌漑設備と灌漑設備を使った農業のトレーニングが行き渡るようにする一方で、マーケットの確保、農業以外の生計回復手段の拡充を図る必要がある。

### **(4) セバンファイ川の漁業は壊滅的な打撃を受けている。**

パーナン村での聞き取りによれば、2011年2月頃から、それまで週末に閉鎖されていた水門が、恒常的に開いているようになり、漁業が全くできなくなっているという。同村で魚の仲買人をやっている女性は、「1ヶ月以上全く買い付けを行っていない」と語った。漁業が壊滅的な打撃を受ける一方で、(5)に記載するように、補償策として行われている村落貯蓄基金が、生計回復に貢献していない事例が見受けられた。

### **(5) セバンファイ川の下流では、一定数の影響住民が、補償事業の村落貯蓄基金によって借金を負い、生活を脅かされている。**

村落貯蓄基金による借金問題は、2010年12月6日の世銀・財務省・メコン・ウォッチの会合でも指摘したが、世銀の回答は、「そうした問題は聞いていない。あるとしても個別のケースだ」ということであったが、今回、マハサイ村で詳しい調査を行ったところ、実施世帯の半数近くが村落貯蓄基金からの借金を未返済であることが分かった(表)。

事業を申請した各世帯が 200 万キープ（約 2 万円）を借金し、養魚池、家畜の飼育、乾季の水田耕作などの事業を行っているが、養魚池に投資した住民は、「1 年目は 80 万キープ（約 8 千円）の売り上げがあったが、2 年目以降は水が溜まらず、使うことができない。もっと適した場所があったが、離れたところだったので、掘削企業から追加で料金を支払わなければ行かないと言われ、（資金が足りなかったので）今の場所にした。まだ 153 万キープが未返済だが、毎月 2 万キープ（約 210 円）の利子は支払い続けている」（カーン地区、59 歳男性）と話した。

また、借金を返済した世帯についても、「養魚池を掘ってすぐに干上がってしまい、養殖はできなかったが、製剤所で働いた賃金で借金を返済した」（カーン地区、40 代男性）など、他の収入を村落貯蓄基金の返済に充てているケースが見られた。

少なくともマハサイ村の多くの世帯では、漁業の損失などの補償策として実施されている村落貯蓄基金が、逆に住民の生計を圧迫している。パーナン村でも、村落貯蓄基金から借り入れた 32 世帯のうち、12 世帯が返済を完了していない。今回の現地訪問では、わずか 2 村しか調査できていないが、世銀の「(借金問題は) 個別のケース」とする認識は、楽観的すぎると言わざるを得ない。他の村でも同様の事例が起きていないかを調査するとともに、村落貯蓄基金による借金問題を抱える世帯への対応が求められる。

#### マハサイ村村落基金の返済状況

|                            | ヌア（北）地区                          | カーン（中央）地区  | タイ（南）地区   |
|----------------------------|----------------------------------|--|---|
| 未返済額／貸付額                   | 46,997,500Kip／1 億<br>3500 万 Kip  | 3000 万 Kip 以上／<br>6400 万 Kip                             | (確認できず)   |
| 未返済世帯／<br>借り入れ世帯           | 37/65 世帯                         | 15/32 世帯   | 約 70/約 140 世帯   |
| 事業の内訳：<br>未返済世帯／<br>事業実施世帯 | 二期作：30/51<br>牛の飼育：4/5<br>養魚池：3/9 | 二期作：2/6<br>豚の飼育：4/8<br>ヤギの飼育：4/4<br>牛の飼育：2/4<br>養魚池：3/14 | 二期作：約 40/81<br>商店：10/10<br>牛の飼育：22/24<br>(ただし、12 世帯は返<br>済期限前)<br>養魚池：約 10/20<br>手工芸品：0/9 |

出典：調査者による聞き取り（2011 年 3 月 18-19 日）に基づく。ヌア地区では村落基金の資料を確認しながら話を聞いたが、カーン地区およびタイ地区では、資料を閲覧できず、村落基金の担当者の記憶に基づく聞き取りのため、数字に誤差がある可能性がある。

#### (6) NTPC による生活水準の有効性には疑問がある。

現地訪問の最中、NTPC に雇用され、移転村の社会経済調査を実施するコンサルタントチームに話を聞くことができた。各村の半数の世帯をランダムに選び、サンプル調査が行われていた。調査者の一人に、住民の主な生計手段について聞いたところ、「違法伐採が主な生計手段だが、そのような質問は住民にはできないし、報告することもない」とのことだった。NTPC の社会経済調査は、住民の生計回復の状況や満足度の基準となっているが、調査が村の実態を反映していない可能性が高い。